

静岡県告示第608号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年10月17日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

熊坂No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊豆市		熊坂	字西シツヘイ沢	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを結んだ線及び標柱1号から15号を結んだ線に囲まれた区域
				1222 1号
				1222 2号
				1224-2 3号
				1224-2 4号
				1224-2 5号
				1225-1 6号
				1225-1 7号
				1225-1 8号
				1225-1 9号
				1225-1 10号
				字カニヤ 784-1 11号
				786 12号
				789 13号
				798 14号
799-4 15号				